

【中国運輸局】

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20201106	株式会社ハートワーク コーポレーション(法人 番号1290001029950) 代表者弓部治一郎	福岡県福岡市西区福重3丁 目25番11号	広島営業所	広島県東広島市三永2丁目 16-27	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和2年9月4日及び同年10月8日、死亡事故を 端緒として監査を実施。2件の違反が認められ た。(1)乗務等の記録保存義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」) 第8条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義 務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20201110	株式会社サカイ引越セ ンター(法人番号 6120101002720) 代表 者田島哲康	大阪府堺市堺区石津北町 56	広島西支社	広島県広島市西区福島町1 丁目17-10	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和2年9月3日及び同年10月13日、重傷事故 を端緒として監査を実施。1件の違反が認めら れた。点呼の記録事項義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0
20201113	アダチ物流サービスマ ンagement(法人番号 6270002005188) 代表 者安達尚登	鳥取県米子市三本松4丁目 4番1号	本社営業所	鳥取県米子市三本松4丁目 4番1号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条 第4項	令和2年9月24日、酒気帯び運転を端緒として 監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務 時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4 項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第 7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安 全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導 監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20201118	日本海運輸有限公司 (法人番号 2270002004549) 代表 者椿原弘文	鳥取県鳥取市古海308番地 2	本社営業所	鳥取県鳥取市古海308番地 2	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和2年10月13日、救護義務違反を端緒として 監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼 の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、 (2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8 条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対す る指導監督の記録事項義務違反(安全規則第 10条第1項)	0	0
20201126	新光運輸株式会社(法 人番号7260001003192) 代表者延原寛紀	岡山県岡山市東区西大寺 川口488-1	本社営業所	岡山県岡山市東区西大寺 川口488-1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条 第4項	令和元年10月25日及び同年11月15日、情報提 供を端緒として監査を実施。6件の違反が認め られた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安 全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務 違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録 事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(5)運転 者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条 の5第1項)、(6)整備管理者の研修受講義務違 反(安全規則第15条)	2	2